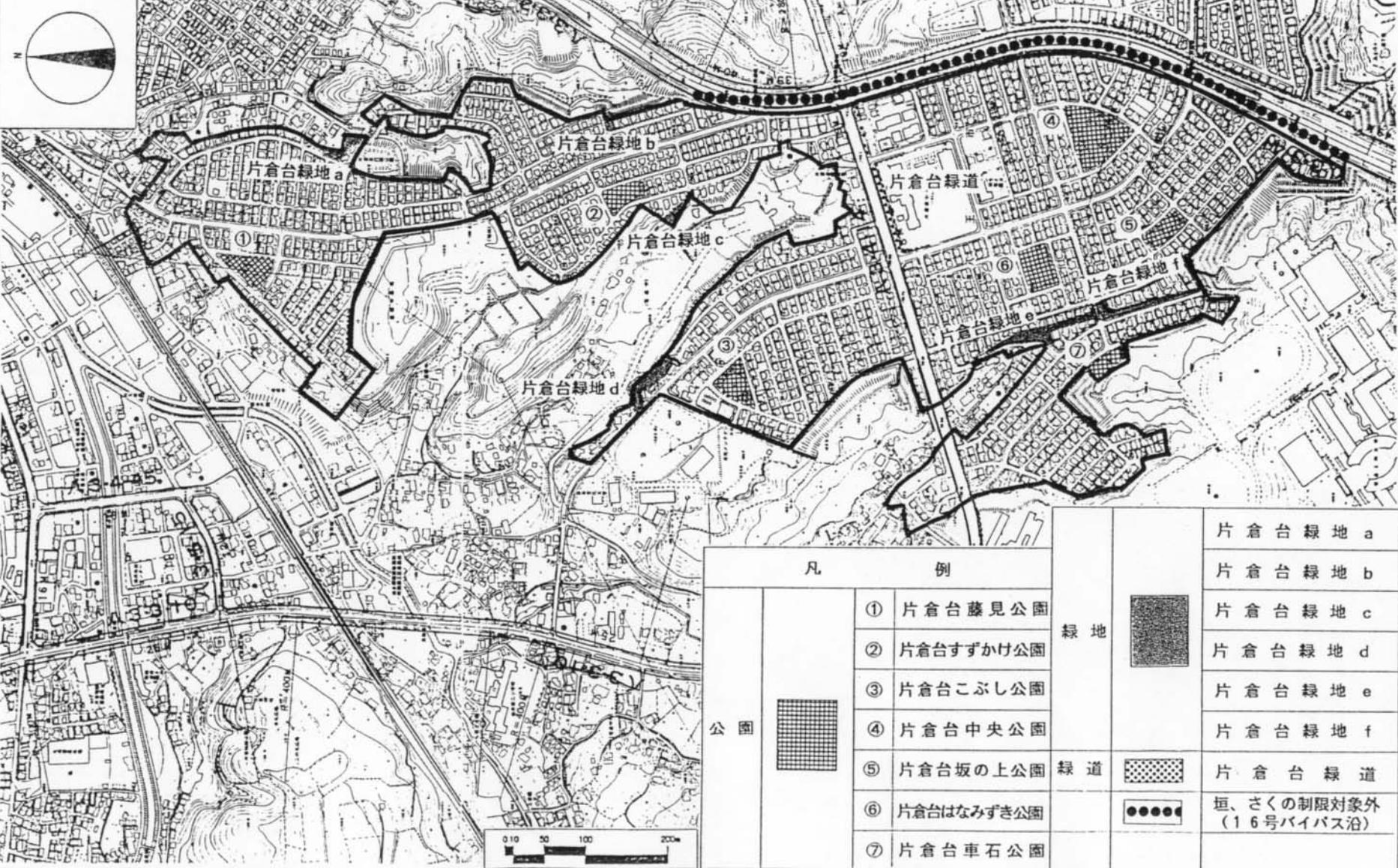


凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	住宅地区
	生活関連施設地区
	利便施設地区

0 10 50 100 200m



凡 例				
公園	①	片倉台藤見公園	緑地	片倉台緑地 a
	②	片倉台すずかけ公園		片倉台緑地 b
	③	片倉台こぶし公園		片倉台緑地 c
	④	片倉台中央公園		片倉台緑地 d
	⑤	片倉台坂の上公園		片倉台緑地 e
	⑥	片倉台はなみずき公園		片倉台緑地 f
	⑦	片倉台車石公園		片倉台緑地
		⑤	片倉台緑道	片倉台緑道
		⑦	垣、さくの制限対象外 (16号バイパス沿)	

八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画片倉台地区地区計画を次のように決定する。

名 称	片倉台地区地区計画	
位 置	八王子市片倉町及び打越町各地内	
面 積	約 53.9ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、民間開発による低層戸建住宅団地であり、既に形成されている良好な住環境を将来にわたって、維持、保全していくことを目標とする。
	土地利用の方針	地区を3区分し、方針を次のように定める。 <住宅地区> 住環境を損なう建築物等を規制し、既に形成されている良好な住環境を保全する。 <利便施設地区> 居住者に利便を提供する店舗等の集まる地区を形成する。 <生活関連施設地区> 区域内及び近隣居住者の生活に利便を提供する地区を形成する。
	地区施設の整備の方針	既に整備されている区画道路及び公園等の機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の維持、保全を図るため、それぞれの地区の特性に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め、建築行為等の規制、誘導を行う。 また、緑のある街並み形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。

地	位置		八王子市片倉町及び打越町各地内		
	面積		約 53.9ha		
地区施設配置及び規模	公園	名称	面積	備考	
		片倉台藤見公園	約 2,410㎡	既設	
		片倉台すずかけ公園	約 1,580㎡	既設	
		片倉台こぶし公園	約 2,400㎡	既設	
		片倉台中央公園	約 5,650㎡	既設	
		片倉台坂の上公園	約 1,950㎡	既設	
		片倉台はなみずき公園	約 2,790㎡	既設	
		片倉台車石公園	約 1,340㎡	既設	
	緑地	名称	面積	備考	
		片倉台緑地 a	約 730㎡	既設	
		片倉台緑地 b	約 150㎡	既設	
		片倉台緑地 c	約 650㎡	既設	
		片倉台緑地 d	約 2,630㎡	既設	
		片倉台緑地 e	約 1,940㎡	既設	
片倉台緑地 f		約 1,460㎡	既設		
その他の公共空地		名称	幅員	延長	備考
		片倉台緑道	約 6m	約 190m	既設
建築物等に	地区の区分	名称	住宅地区	利便施設地区	生活関連施設地区
		面積	約 50.9ha	約 0.1ha	約 2.9ha
	建築物等の用途の制限※	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅のうち3戸以上の長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿			次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3. 病院、診療所 4. 公民館、集会所 5. 小学校 6. 住宅 7. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の4で定めるもの 8. 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度※	160㎡	130㎡	160㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.7m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.5m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの		
建築物等の高さの最高限度※	建築物の高さの最高限度は、9mとする。ただし、地階を除く階数は2以下としなければならない。			建築物の高さの最高限度は、12mとする。ただし、小学校はこの限りでない。	
垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、フェンスの基礎となる高さ0.4m以下のコンクリートブロック、石積等又は門柱及び計画図に示す国道16号バイパスに面する部分は、この限りでない。				

「区域、地区施設の配置、地区の区分及び垣又はさくの構造の制限の適用除外の部分については、計画図表示のとおり」

※知事承認事項

理由：良好な住環境の維持、保全を図るため地区計画を決定する。